大切な方が亡くなられた時の手続きチェックリスト

ご家族の方がご逝去されましたことに、心からお悔やみを申し上げます。
亡くなられた後にどのような手続きが必要なのか、代表的なものをご案内いたします。

○楢葉町役場で手続きしていただくもの

✓	内容	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
	死亡が記載された戸籍の取得	窓口、もしくは郵送で請求。主に相続や名義変更に使用します。	請求者の本人確認書類	町民税務課　戸籍住民係 電話 0240-23-6101
	死亡が記載された住民票の取得	窓口、もしくは郵送で請求。主に相続や名義変更に使用します。	請求者の本人確認書類	
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返納 印鑑登録は自動的に抹消されます。	印鑑登録証(カード)	
	マイナンバーカードをもっていた	年金等の手続きで使用する場合がありますので引き続き保管してください。		
	国民年金のみに加入していた	請求する方により、書類が異なります。	年金証書(年金番号が記載されているもの) 請求者の通帳の写し	保健福祉課　国保年金係 電話 0240-23-6102
	国民健康保険に加入していた	葬祭費の請求	会葬礼状(喪主の方が確認できる書類) 喪主の通帳	
		保険証の返納	国民健康保険被保険者証	
	後期高齢者医療に加入していた	葬祭費の請求	会葬礼状(喪主の方が確認できる書類) 喪主の通帳	
		保険証の返納	後期高齢者医療被保険者証	
	介護保険に加入していた	保険証の返納	介護保険被保険者証	保健福祉課　介護保険係 電話 0240-23-6102
	各種障害手帳をもっていた	障害者手帳の返納	障害者手帳	保健福祉課　社会福祉係 電話 0240-23-6102
	児童手当を受給していた	児童手当の受給者の変更等	通帳、印鑑、保険証の写し	こども課 電話 0240-23-5515
	固定資産をもっていた	納税通知書の送付先の変更	印鑑	町民税務課　資産税係 電話 0240-23-6101
	町営住宅に入居されていた	名義変更 等	直接、担当窓口へお問い合わせください。	建設課　建築住宅係 電話 0240-23-6106

○楢葉町役場以外で手続きしていただくもの

✓	内容	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
	厚生年金・共済年金	未支給年金の請求 遺族年金の請求 死亡一時金の請求 等	直接、担当窓口へお問い合わせください。	年金事務所、各共済組合 平年金事務所 電話 0246-23-5611
	社会保険(保険証)	葬祭費の請求		社会保険事務所
	固定資産	不動産の変更登記		法務局 福島地方法務局富岡出張所 電話 0240-22-3052
	所得税・相続税	所得税の準確定申告 相続税の申告		税務署 相馬税務署 電話 0244-36-3111
	自動車	名義変更 等		運輸支局 いわき自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2016
	電気・ガス	電気・ガスの供給停止 等		各事業所
	水道	水道の供給停止 等		双葉地方水道企業団 電話 0240-25-5323
	生命保険	保険料の請求		各保険会社
その他	相続手続き(名義変更、登記、遺産分割協議、相続放棄など)、相続税の手続きは 法務局、家庭裁判所、税務署または、各専門家へご相談ください。また、それぞれ定められた期間内にお手続きください。			